

TCI からの株主提案に係る議題 1 定款一部変更の件（株式投資に対する制限）

議案の要領

当会社定款に、第 35 条として下記の一条を加える。

記

（株式投資に対する制限）

第 35 条 本会社が行う株式投資の総額（事業年度末現在における貸借対照表の資産の部において長期投資又は短期投資に分類されるべき株式に係る計上額の総額をいう。子会社等の第三者を通じて行うものを含む。）は、50 億円を上限とする。

2 前項の定め反する状態となった場合、本会社は、違反状態が解消されるよう、投資に係る株式を遅滞なく処分するものとする。

提案の理由

- 1) 2007 年 3 月現在の株式投資の総額は約 680 億円に上りますが、当会社は、投資運用業を目的として設立された会社ではありません。当会社の定款 2 条は、当社が行える投資を「経営上必要と認める事業」に対するものに限定しており、上で挙げた株式投資は定款の目的の範囲外の行為です。
- 2) 株式投資は、自己資本利益率（ROE）を下げるばかりか、経営陣が中核事業の経営に集中することを妨げるものであり、貴重な資金の使途として不適切です。
- 3) 株式持合いは効果が不透明で、当事会社双方の現経営陣の保身に用いられるおそれが高く、経営の非効率化と企業価値の毀損につながります。そこで、総額規制と株式投資についての取締役会による説明義務による制約を設けるべきです。

TCI からの株主提案に係る議題 2 定款一部変更の件（取締役会に 3 名以上の社外取締役を追加する件）

議案の要領

当会社定款第 18 条を下記のとおり変更する。

記

（取締役の員数）

第 18 条 本会社に 16 名以内の取締役を置く。ただし、そのうち 3 名以上は社外取締役とする。

提案の理由

- 1) 提案者は、経営陣に適切な緊張感をもって経営判断を行っていただくことが最も重要と考えています。社外取締役の導入は、そのためのものです。

- 2) 社外取締役を取締役会に加えることは、取締役会の説明責任を高め、株主の利益（持合い株主だけではなく、全ての株主の利益）の保護に役立ちます。現在よりも強固なコーポレート・ガバナンスを確立することで、設備投資、給与体系、株式投資、株主還元等に関する意思決定の正当性・妥当性を担保することができます。
- 3) 現取締役会は非社外取締役のみから構成されていますが、社外取締役を取締役会に加えることで、異なる能力や、知識や経験を享受することができます。これにより、意思決定をよりよいものとし、経営の効率化を図ることができます。
- 4) 他の日本の優良企業もこの仕組みを取り入れており、その成功例に学ぶべきです。

TCIからの株主提案に係る議題3 期末配当を90円とする件

議案の要領

第56期期末配当の金額を普通株式1株につき金90円とする。

提案の理由

- 1) 増配により、自己資本利益率（ROE）と資本効率が高まると同時に、株主に報いることで株主を軽視していないことが示されます。
- 2) 当会社と同程度の発電能力・売上等の上場電力会社（東北・北陸・中国・四国・九州電力）の年間株主還元総額の平均（約200億円）と比べて当会社の配当（年約100億）は著しく低いですが、提案額により他と同程度となります。
- 3) 設備投資計画が近年の年間約1100億円よりも増え5年間で1兆円とされたのに比べ、約100億円の配当は低すぎます。このような低い株主還元率は、経営陣が過度のリスクをとる事態を招くばかりか、これらの大規模投資が適切な収益を生むことに経営陣が自信を持っていないことを市場に示す結果ともなります。
- 4) 当会社が行っている高リスク低リターンの投資や株式持合いは2007年3月現在で約680億円に上ります。これらは早急に解消すべきで、解消すれば配当財源はさらに増えます。

TCIからの株主提案に係る議題4 期末配当を50円とする件

議案の要領

第56期期末配当の金額を普通株式1株につき金50円とする。

提案の理由

いうまでもなく、当会社は民営化された企業ですので、株主は、その総意によって適正と判断した配当に与る権利を有しています。提案者自身は、「期末配当を90円とする件」の「提案の理由」記載のとおり、第56期期末配当の金額は90円が適正であると考えていますが、それより低い配当を適正と考える株主もいらっしゃるかもしれません。本提案は、株主民主主義の精神に基づきそのような方も投票ができるようにし、できる限り多数の株主の意思を反映した配当がなされることを目指すものです。

TCI からの株主提案に係る議題5 自己株式取得の件

議案の要領

会社法第156条の規定に基づき、本会社第56回定時株主総会終結の翌日から1年間を取得期間として、本会社普通株式を、株式総数1500万株、総額700億円の範囲内で、金銭を対価として取得する。

提案の理由

- 1) 本提案は、自己資本利益率（ROE）と資本効率を高める選択肢を経営陣に与えることを目的としています。定款8条は取締役会に市場取引等による自己株式取得の権限を与えていますが活用されておらず、本提案により具体的な目標値が設定されます。
- 2) 他の電力会社（中部・関西・四国・北陸電力）も、他の日本の優良企業と同様、自己株式取得を実施し、1株あたりの価値の向上を図っています。
- 3) 海外投資や多角化のための投資ばかりではなく、資金を自己株式取得に充てることも常に検討されるべきです。本提案により、経営陣が投資を計画する際に、自己株式取得による株主還元と比較の上で、投資の効果を慎重に検討することが期待できます。
- 4) 「期末配当を90円とする件」で指摘したとおり、約680億円に上る高リスク低リターンの投資や株式持合いを早期に解消すべきであり、解消すれば自己株式取得の資金源ともなるため、実施に障害はありません。

（会社注）以上は、TCI から提出された議案の要領および提案の理由をそのまま記載したものです。